

第九管区海上保安本部公示第7号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年1月29日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所
住所 石川県金沢市大野町4-2-1

名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 七尾港（下図に示すとおり）

期間 令和6年2月1日から令和6年2月29日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

